

改訂京都市自転車総合計画（素案）に対する市民意見募集について

京都市では、昭和60年に「京都市自転車放置防止条例」を制定し、また、平成12年3月には、本市の自転車政策に関する各種施策を取りまとめた「京都市自転車総合計画」を策定して、自転車等駐車場整備などの自転車等利用環境の整備に努めるとともに、放置防止の啓発や撤去の強化などによる利用マナー・ルールの向上に向けた取組を積極的に推進してきました。

この結果、放置状況に一定の改善は見られるものの、都心部や駅周辺等の地域では、依然として自転車に関する問題が発生しており、課題解決に向けた自転車政策への要望が高まっています。

こうした中、「京都市自転車総合計画」が平成22年3月で10年間の推進期間を終了しますが、課題の解決に加え、自転車を巡る今般の情勢の変化も踏まえながら、この計画を改訂し、引き続き放置自転車問題の解決と適正な自転車利用を進める取組を推進していくことと致しました。

この度、「改訂京都市自転車総合計画」（素案）を取りまとめましたので、広く市民の皆様のご意見を募集します。

1 募集期間

平成21年12月25日（金）から平成22年1月25日（月）まで（必着）

（今後の進め方）平成22年2月：第5回京都市自転車等駐車対策協議会を開催（答申（案）を公表）
3月：改訂京都市自転車総合計画の策定、公表

2 募集方法

末尾の「意見提出用紙」に「改訂京都市自転車総合計画（素案）」に対するご意見を記入のうえ、郵送、持参、FAX又は電子メールのいずれかで提出してください。（持参の場合の受付時間は、平日午前8時45分から午後5時30分まで。）

3 配布場所

平成21年12月25日（金）から、市役所案内所、各区役所・支所において配布します。
また、自転車政策課ホームページ（下記アドレスを参照）からもダウンロードいただけます。

4 問い合わせ先・送付先

〒604-8571 京都市建設局土木管理部自転車政策課（住所不要）

FAX：075-213-0017 TEL：075-222-3565

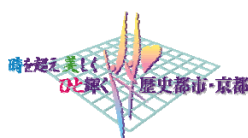
ホームページ：http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-2-4-0-0_6.html

電子メール：jitenshaseisaku@city.kyoto.jp

5 その他

次ページ以降に総合計画（素案）の概要を記載していますが、詳細（本編冊子）については、自転車政策課ホームページに掲載しています。

また、いただきましたご意見については、個人に関する情報を除き公開する場合がありますので、ご了承ください。ご意見の取りまとめ結果や回答については、自転車政策課ホームページにおいて掲載を予定しています。



第1章

第2章

総合計画策定の趣旨

自転車等の利用実態と課題

背景

自転車は、健康的で便利な乗り物として様々な目的に利用され、市民の日常生活に重要な役割を果たしています。その一方で、放置自転車などによる歩道通行や緊急車両の活動への支障、まちの景観の悪化など様々な問題を引き起こしており、自転車での交通事故も生じていました。

このため、京都市では、昭和60年に「京都市自転車放置防止条例」を制定し、平成12年3月には「京都市自転車総合計画」（以下「前総合計画」という。）を策定して、自転車等利用環境の整備や利用マナー・ルールの向上を図る取組を積極的に推進してきました。

この結果、放置状況に一定の改善は見られるものの、依然として、都心部や一部の駅周辺地域において放置自転車が多い箇所は残っており、課題の解決に向けた自転車政策に対する要望が挙がっています。

さらに、近年では環境意識の高まりを受け、環境負荷の低い自転車の役割は重要になっています。

本市では、「歩くまち・京都」の実現を目指しており、「歩くまち・京都」総合交通戦略における未来の公共交通まちづくりの目標として、また、京都市環境モデル都市行動計画における低炭素型まちづくりを推進するための目標として、非自動車（徒歩・公共交通・自転車）の分担率において、世界の同規模の大都市の中で最高水準とすることを目指しています。

こうした中、前総合計画が、平成22年3月で10年間の推進期間を満了することを受け、自転車を巡る今般の情勢の変化を踏まえながら、この計画を改訂し、引き続き放置自転車問題の解決と適正な自転車利用を進める取組を推進していくことが必要となっています。

目的

全ての人にとって安心・安全な、快適で住み良いまちづくりを実現し、更には環境への負荷の少ない持続

可能なまちづくりを実現することを目的とします。

推進期間と対象区域

総合計画の推進期間は、平成22年4月からの10年間とし、対象区域は京都市全域とします。

総合計画の位置付け

総合計画は、市基本計画の自転車に関する分野別計画とし、自転車政策のマスタープランとします。

また、「歩くまち・京都」総合交通戦略や京都市環

境モデル都市行動計画の自転車に係る施策を具体化するものとします。

自転車の位置付け

自転車は、環境にやさしく、健康的で便利な乗り物として、交通体系における重要な移動手段として位置付けられます。しかし、パーソナル・モビリティ（私的交通）であることから、都心等や自転車利用環境の整備が不十分なところでは、その利用に一定の配慮を行うことも求められます。

このため、市では自転車を安全で快適に利用いただけるよう、引き続き、自転車等駐車場の整備促進や自転車通行規制の徹底等、利用マナー・ルールの啓発に努めていきますが、市民の方々にも、こうした考え方を踏まえた行動を促していきます。

自転車利用の課題

これまでの自転車の利用実態から、自転車利用に関して以下のように様々な課題が浮かび上がってきます。このため、次章以降で取り上げる各種の施策

により、こうした課題の解決に取り組み、全ての利用者が安心・安全に自転車を利用できるよう努めていきます。

- 自転車等駐車場の整備とともに、その利用台数も増加しているが、依然として放置自転車は発生しており、問題の解消に至っていない。
- 自転車交通の集中が著しい一部の地域では、自転車等駐車場の収容能力不足から、放置自転車が大きな問題となっている。また、歩行者に配慮した道路空間となっていない。
- 自転車等駐車場の料金について、利用実態に応じた設定を求める要望が多い。また、空気入れの貸出しや修理・点検などのプラスアルファのサービスも求められている。
- 自転車の走行環境では、歩道や路肩が狭く、車や歩行者も多いために走行しにくいことが問題となっている。また、歩行者が自転車に対して危険を感じる場面も多くなっている。
- 放置自転車問題については、放置が放置を生む連鎖反応が起きており、利用者マナーの向上に向けた啓発と放置自転車等の撤去を継続して行っているものの、自転車利用者の行動変化を促すまでには至っていない。
- 自転車利用のマナー・ルールや罰則を知っている人は多いが、それを守った行動ができているかどうか問題である。

第3章

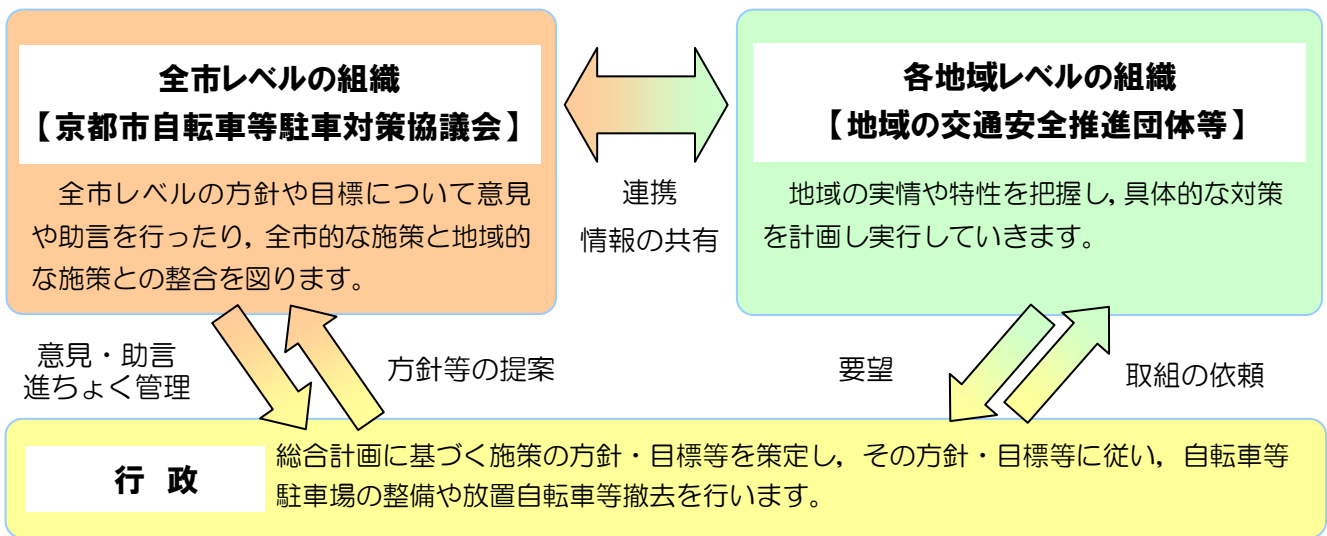
総合計画推進に向けた体制と方法

推進体制

市民（住民，地域団体，市民団体等），関係事業者（鉄道・バス事業者，集客施設設置者等の商工関係団体，自転車関連団体等）及び行政（市，府，国，府警等）の各取組主体が，今後進めていくべき自転車政策について十分認識した上で，相互に連携・協力して自

転車対策を推進していく必要があります。

本市では，市政の推進にあたり，市民と行政が共に汗する「共汗」により，各種の取組を進めており，それぞれが担うべき役割を明らかにすることで，総合計画の推進体制を確立します。



計画の検証方策

総合計画を計画的に推進していくためには，短期，中期の施策の結果を検証し，総合計画に掲げる方針・目標が達成されるよう，絶えず修正や改善を行う必要

があります。その検証方策として，取組の各段階において市協議会の協力を得ることでPDCAサイクルを導入し，確実な進ちょく管理を行っていきます。

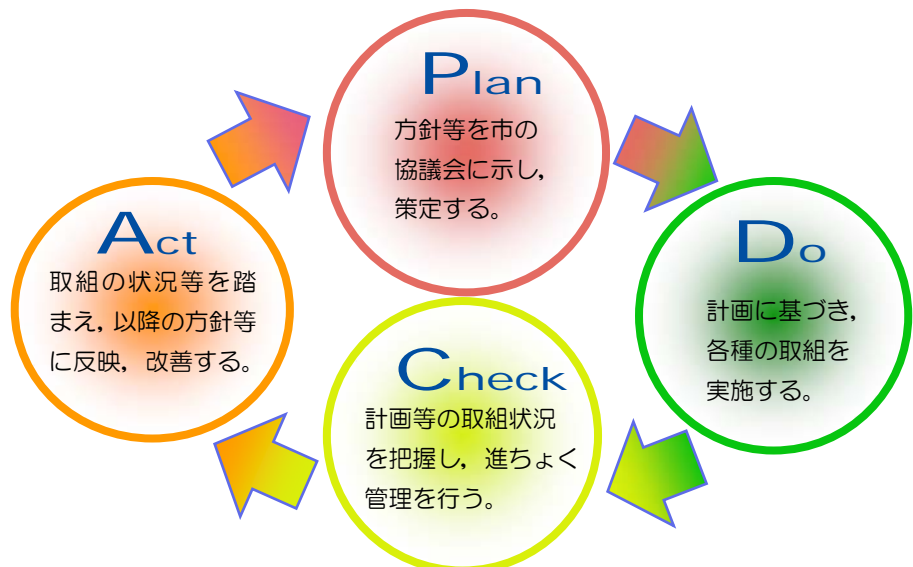
Plan：計画

⇒ Do：実施

⇒ Check：確認

⇒ Act：改善

⇒ (Plan：計画)・・・



第4章 自転車等利用環境の整備

自転車等駐車場の整備

- 市が独自に財源を確保して自転車等駐車場を整備していくことは困難なため、鉄道・バス事業者や民間事業者、集客施設設置者等の協力も仰ぎながら、自転車等駐車場の整備を進めていきます。
- 都心部のように歩行者が集中する地域においては、できる限り地域の周辺部に自転車等駐車場を整備し、そこから徒歩で買い物などを楽しんでいただく

「サイクル&ウォーク」を推進します。

- 景観施策や環境モデル都市の取組を踏まえ、配色や形状、素材などに配慮して京都らしい都市景観の形成に努め、太陽光パネルや間伐材の使用、LED照明の採用など、環境に配慮した整備を進めていきます。

自転車等駐車場の運営・維持管理

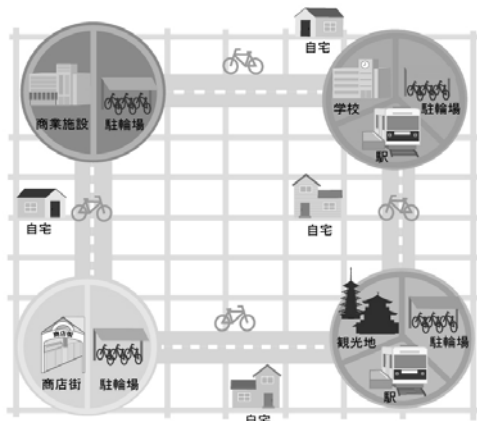
- 自転車等駐車場利用者の要望や利用特性を踏まえ、利用者の利便性を高めるようなサービスの導入を検討し、実現可能なものから実施します。
- 安心、安全を確保しつつ、将来に亘って継続的に自転車等駐車場を使用していくため、計画的な改修に努め、少しでも施設を長く使えるよう施設の延命化に取り組み、維持管理費用の抑制に努めます。
- 安全で利用しやすい自転車等駐車場とするため、また、自転車等駐車場の整備・維持管理費用の受益

者負担を求めるために、施設改修ができる場所から、無料自転車等駐車場を有料管理型へと転換していきます。

- 自転車等駐車場の料金体系について、利用実態や地価に応じた適切なコスト負担や、自転車等駐車場の整備・維持管理費用の受益者負担の考え方を踏まえ、料金体系の在り方を検討し、必要に応じて見直しを行います。

自転車通行環境の整備

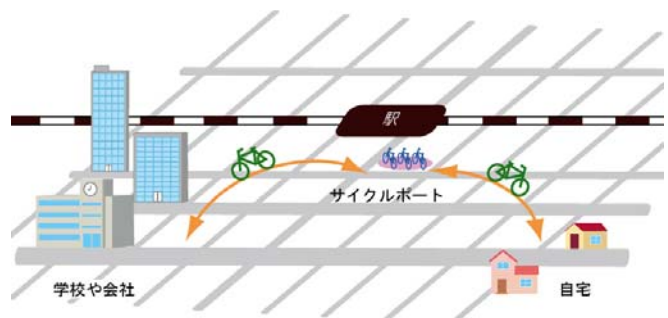
市内の道路環境を踏まえ、自転車通行環境の整備に向けた取組を進め、歩行者と自転車が安心・安全に通行できる道路空間を再構築します。



■自転車歩行者道の再整備イメージ

都市型レンタサイクルの導入促進

都市型レンタサイクルは、放置自転車対策や地域の交通対策としても様々な利点があるため、民間事業者への支援等により導入を促進します。



■RCS（レンタサイクルシステム）のイメージ

第5章 自転車等利用マナー・ルールの確立

啓発活動

自転車問題を市民一人一人の課題として受け止めていただけるような啓発となることを意識し、自転車

利用マナー・ルールの確立を図っていきます。

【啓発内容】

- 自転車等駐車場以外に自転車を駐輪しない、自転車の走行ルール（夜間の無灯火運転、酒酔い運転、傘さし運転、二人乗り運転、右側通行の禁止等）を遵守するなど、**基本的な事項を再確認**する。
- 歩行者が集中する都心部等においては、通行禁止等の規制を遵守するとともに、**自転車の利用を控え、徒歩と公共交通機関による移動を心掛ける**。
- 自動車など他の交通機関の利用と同様に、**自転車の利用者責任や駐車コスト等の費用負担があることを認識**する。

【啓発手法】

- 地域の交通安全推進団体や地元商店街等との連携による**地域住民と一体になった啓発**
- 市民自らの地域における啓発活動への参加促進**
- 既に実施している小・中学校等に加え、**高校生や大学生等に対する自転車利用ルール・マナーの教育・啓発**
- 各種団体と連携した**本市広報媒体の積極的な活用**
- 国、府、警察等の**関係行政機関と連携した自転車走行ルールに関する交通安全教室や啓発・指導の実施**

放置自転車撤去の強化

放置自転車は、地域における事例から見ても、撤去頻度を上げれば減少させることができ、撤去頻度が低いと自転車等駐車場が整備されていてもあまり減少しません。そのため、放置への抑止力として、また、自転車等駐車場利用者との公平性の観点から、今後とも、**放置自転車の撤去を強化**していきます。

- 土日祝日や夜間**など、現在、撤去頻度が少ない曜日、時間帯の対策を強化します。
- 相応の費用負担をいただくことを前提に、**府や国が管理者となって管理している河川や道路についても、市が一元的に撤去**を行います。
- 適正な費用負担の観点から、現行の撤去経費に応じた負担となるよう**撤去保管料を見直し**ます。

リサイクルの推進

市では、撤去自転車リサイクル要領に基づき、現物保管期間（4週間）を過ぎた未返還自転車は、適正に再利用されるよう、売却や処分といったリサイクルシステムを確立しています。

今後、未返還自転車を自転車商等に売却する際には、売却率・価格ともに向上する工夫や、資源リサイクルに利用する際には、有効資源として活用していけるような取組を検討します。

改訂京都市自転車総合計画（素案）に対する 意見提出用紙

FAXの場合は、このまま送信してください。

宛先 FAX 075-213-0017 京都市建設局土木管理部自転車政策課

※ ご意見を取りまとめる際の参考にしますので、差し支えなければ、年代・性別・区分をご記入ください。

【区 分】 京都市在住（ 区 ） ・ 京都市在勤（ 区 ） ・ それ以外

【年 代】 _____ 歳代 【性 別】 男 ・ 女 （区分・性別には○をつけてください。）

<ご意見欄>

ご意見，ありがとうございました。